

## 1 議 事 日 程

[平成30年太宰府市議会 環境厚生常任委員会]

平成30年9月5日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第64号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について  
日程第2 議案第65号 平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について  
日程第3 議案第66号 平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について  
日程第4 議案第67号 平成30年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について  
日程第5 議案第68号 平成30年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について

## 2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	小 畠 真由美 議員	副委員長	藤 井 雅 之 議員
委員	陶 山 良 尚 議員	委員	木 村 彰 人 議員
”	笠 利 毅 議員	”	船 越 隆 之 議員

## 3 欠席委員は次のとおりである

な し

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

市民生活部長	友 田 浩	健康福祉部長兼 福祉事務局長	濱 本 泰 裕
市民課長	行 武 佐 江	税 務 課 長	森 木 清 二
納 税 課 長	古 賀 良 平	環 境 課 長	川 谷 豊
人権政策課長兼 人権センター所長	寺 崎 嘉 典	国保年金課長	山 浦 剛 志
福 祉 課 長	友 添 浩 一	生活支援課長	菊 武 良 一
高齢者支援課長	川 崎 純 一	保育児童課長	大 塚 源 之 進
ごじょう保育所長	東 珠 実	元気づくり課長	安 西 美 香
子育て支援 センター所長	白 田 美 香		

## 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	阿 部 宏 亮	議 事 課 長	花 田 善 祐
書 記	高 原 真 理 子		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第1 議案第64号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について**

○委員長（小島真由美委員） 日程第1、議案第64号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） 議案第64号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書につきましては6ページから7ページ、条例改正新旧対照表につきましては4ページでございます。

今回の改正につきましては、高齢者支援課におきまして設置運営しております介護保険運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会を介護保険運営協議会として1つに統合することに伴いまして、介護保険条例の改正を行うものでございます。

介護保険運営協議会におきましては、これまで主に介護保険事業計画を含む高齢者支援計画の策定に関する審議を行ってきておりまして、また地域包括支援センター運営協議会におきましては、主に地域包括支援センター運営に関する審議を行ってきております。今後、介護保険事業を進める上で、包括ケアシステムの推進は大きな課題となる中で、地域包括支援センターの役割がますます重要になり、同じ課題につきまして、2つの運営協議会で審議する場面も多くなってきておりました。このため、1つの運営協議会で審議するほうが効果的、効率的であると考えまして、今回9月30日で、現在のそれぞれの委員の任期が満了することに合わせまして、10月から統合を行うこととしまして、4ページの新旧対照表にありますように、介護保険条例第3章及び第4章の地域包括支援センター運営協議会に関する条項を削除しまして、介護保険運営協議会のみを設置とする内容に改正をするものでございます。

説明は以上でございます。

審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 2つの協議会を一緒にするということですが、まずお聞きしたいのは、今までの実施状況、どういう頻度で協議会を開催してきたかということをお聞きしたいんですが。

○委員長（小島真由美委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） 地域包括支援センター運営協議会におきましては年に約3回ほど、介護保険運営協議会につきましては年に4回ほどをこれまで開催してきております。

○委員長（小島真由美委員） 木村委員。

○委員（木村彰人委員） そしたら、合わせてもそんなに委員さんのほうには過度な負担にならないということだと思います。

そして、規則のほう、それぞれの協議会の規則を見ると、それぞれ13人以内という形になっているんですけども、かなり1つの協議会の人数が多いんですが、これ、合わせて1つの協議会にしたところで改めて委員さんを選ぶことになると思うんですけども、そちらの人数のほうはどういうふうになりますでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） 今委員さんが言われましたように、13名という定数に対して、現在につきましては、それぞれの運営協議会におきまして7名の委員ということで運営を進めてきております。

今回それを1つにすることで、これまでの13名を10名以内という形で協議を進めていくということで、いろいろな意見が余り多くなり過ぎてるところもありまして、10名というところで今度規則の改正を予定しておりますのでございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 今の人数のところでの関連ですけども、10人以内にするということによって大体日当とか費用弁償等の減額が出てくるのかなとも思ったりしますけれども、そこら辺の試算はどれぐらいになりますか。

○委員長（小島真由美委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） それにつきましては、今回補正予算ということで計上させていただいておりますので、その中でまたご説明をさせていただくこととなりますけれども、回数のほうを10名ということで、もちろんトータルとしては地域包括支援センター分がなくなるというふうなところの分もありますけれども、今回開催している分もありますので、その辺の部分で、今度は中身も濃いということで、回数も若干増やす予定にしているところで補正計上をさせていただいているところでございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 1つだけお聞きしておきたいんですけども、たしか介護保険運営協議会が7月5日ぐらいに最終回があったんですよね。そこで多分最終的にこのことを決めたんだと思うんですけども、2つ合わせるといふ議論はいつごろから始めていて、最終的に決定したのはいつになるのかということをお教えいただけますか。

○委員長（小島真由美委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） 先ほど説明の中で若干触れさせていただきましたけれども、それぞれが今年度に入りまして高齢者支援企画を策定して、それを進めていく中で、事業報告と計画とを進めていく中で、同じような内容になってきているというふうなところが、前年度の最終回、そして今年度の第1回を開いた中で、そういうふうなことを特に強く感じましたので、第1回終了後にそういうふうな方向で検討させていただいたということになります。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） それでは、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第64号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第64号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時07分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第65号 平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

○委員長（小島真由美委員） 日程第2、議案第65号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」の当委員会所管分を議題といたします。

お諮りします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） また、歳出の補正を説明していただくに当たって、関連する項目として同時に説明したほうがわかりやすい補正項目についてはあわせて説明をお願いしたいと思います。

いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては、関連として同時に説明したほうがわかりやすい補正項目については歳出の中であわせて説明をお願いいたします。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書18ページ、19ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費の043地域福祉関係費について執行部の説明を求めます。  
福祉課長。

○福祉課長(友添浩一) 3款1項1目社会福祉総務費、細目043地域福祉関係費についてご説明申し上げます。

25節の積立金、地域福祉基金積立金でございますが、この基金の目的といたしましては、太宰府市地域福祉基金条例第1条に高齢者等の保健福祉の増進を図るため、太宰府市地域福祉基金を設置すると定めておりまして、必要に応じまして一般会計歳入歳出予算に計上し、地域福祉活動の増進を図るための事業費に充当しているものでございます。

今回の補正では、平成29年度一般会計の決算額が確定しましたことによりまして、剰余金が発生しましたので、その一部であります5,000万円を一般会計から支出し、当基金へ積み立てるものであります。

なお、積立金の原資につきましては、補正予算書14、15ページ、このページの19款繰越金の欄になりますけれども、繰越金の4億81万2,000円のうち、5,000万円を当基金へ積み立てるものでございます。

以上でございます。

○委員長(小島真由美委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 次に、同目060国民健康保険事業特別会計関係費について説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長(山浦剛志) 細目060国民健康保険事業特別会計関係費、28節繰出金1,080万3,000円についてご説明いたします。

こちらにつきましては、後ほど国保特会のところでもご説明いたしますが、昨年度交付を受けました療養給付費交付金につきまして精算をいたしましたところ、超過交付となっておりますので、その分の返還が必要になっております。本繰出金はそのための財源として繰り出すものでございます。

なお、本繰出金の財源は一般財源となります。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 済みません。超過交付になった原因というか要因は何かありますか。詳しくお聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（山浦剛志） こちらにつきましては、先ほど申しあげました国保特会のところでもご説明しようかと思っておりましたけれども、退職者医療制度にのっとった交付金でございます。

この医療制度につきましては、平成26年度末で打ち切られております。現在は経過措置期間中ということで、新たにこの制度に乗っかる被保険者の方というのはいらっしゃいません。65歳未満が一応対象ということになっておりますので、年々人数が減ってきております。

この交付金の原資となっておりますのが、被用者保険、社会保険のほうからの拠出金ということで、国保の支援ということで拠出されておりますけれども、やはり医療費に使われるものですから、資金ショートしないように支払基金といいますか、社会保険側から少し多目には毎年度交付をしておりました。結局、対象となる方が年々少なくなっている関係で、今回こういったマイナスが出ております。

ちなみに、こういった状況につきましては昨年度も起きておまして、それ以前につきましても返還というのはありましたけれども、逆に交付というのも一方でありまして、返還と交付でバランスがとれていれば、交付のほうが多ければ相殺ということができたんですけども、昨年度と本年度につきましては相殺ができませんでした。返還の部分、今回9月に交付を受ける分よりも返還額のほうが大きかったということで、その場合は差し引きということではなくて全額返還をしてくださいということで言われておりますので、その分を予算計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、2目老人福祉費の061介護保険事業特別会計関係費について説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） 補正予算書18ページ、19ページをごらんください。

歳出の3款1項2目、細目061介護保険事業特別会計関係費15万4,000円の増額補正について

ご説明申し上げます。

ここでは28節繰出金、介護保険事業特別会計繰出金として計上をしております。

繰出金の内容といたしましては、今年度10月から介護保険運営協議会と地域包括支援センター運営協議会の2つの協議会を介護保険運営協議会1つに統合することに伴いまして、介護保険運営協議会の委員報酬及び費用弁償、計18万7,000円の増額に伴いまして、職員給与費繰出金18万7,000円と、地域包括支援センター運営協議会委員報酬及び費用弁償の減額に伴います地域支援事業費繰出金3万3,000円の減額との差額15万4,000円の計上となっております。

説明は以上でございます。

よろしく審査のほどお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、4目障がい者自立支援費の030障がい者自立支援給付事業費から032障がい者地域生活支援関係費までについて説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（友添浩一） 3款1項4目障がい者自立支援費、細目030障がい者自立支援給付事業費についてご説明いたします。

障がい者自立支援給付事業は、障がい者及び障がい児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう実施し、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、住民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るものでございます。

その中の事業といたしまして、20節扶助費、身体障がい者・児補装具給付費でございますが、この事業は、障がいのある方が日常生活上において必要な移動や動作等を確保するために、身体の欠損または損なわれた身体機能を補完、代替する用具を給付するものでございます。

補装具は、障がい者については職業その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として、障がい児については将来社会人として独立自活するための素地を育成、助長すること等を目的として、それぞれ使用されるものでございます。今回、補装具給付の申請が多数あり、給付者数の増加によりまして、当初の見込みより予算が不足を生じますことから、665万円の補正をお願いするものでございます。

なお、これらの支出に際しての歳入でございますが、補正予算書12ページ、13ページ、14款1項1目民生費国庫負担金、障がい者自立支援給付費負担金332万5,000円、15款1項1目民生費県負担金、障がい者自立支援給付費負担金といたしまして、166万2,000円を計上いたしております。

続きまして、3款1項4目障がい者自立支援費、細目031障がい支援区分等審査会事業費についてご説明いたします。

13節委託料、審査会システム委託料21万6,000円でございますが、この事業は、障がい者及び障がい児が障がい福祉サービス利用により介護給付等を受ける場合、障がい支援区分の認定を事前に受ける必要があります、現在筑紫地区4市1町共同設置の障害支援区分等審査会にてその認定業務を行っております。その業務で使用しております審査会システムのサーバーが更新されたことに伴い、合わせて審査会システムのソフトの更新を実施するものでございます。

今回の審査会システムのソフト更新を実施し、障がい支援区分の認定を滞りなく行うことにより、障がい者、障がい児の自立した生活支援体制の維持構築を図るものでございます。

続きまして、3款1項4目障がい者自立支援費、細目032障がい者地域生活支援関係費についてご説明いたします。

23節償還金ですが、過年度に交付を受けました特別障がい者手当等給付費国庫負担金の精算返還金でございます。見込み額による概算交付を受けておりました負担金の実績報告を本年度に行いました結果、返還が生じたもので、国庫負担金精算返還金10万5,000円の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 細目030のほうからいきますけれども、665万円分の補正というのが、当初予算で上げていたものに対して金額面でどの程度の割合になるのか、ですから当初予算の額を教えていただければというのが1点と、もう一つは次の細目なんですけれども、サーバーとソフトの更新を行う、というのがありましたが、これは更新そのものは定期的なものなのか、それとも何らかの事情があってイレギュラーに行う更新だったのかという点を教えてください。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（友添浩一） 補装具でございますが、当初予算計上額は1,350万円でございます。ですので、約50%弱ぐらいの率になろうかと思えます。今年度につきましては、補装具の申請をいただいた際に、少し高額な補装具等の申請が多数ございまして、それによりまして当初予算の見込みよりも不足が生じたものでございます。

それと、審査会でございます。今回は審査会システムで使用されておりますシステムでございますが、サーバーと専用回線で結ばれております本市所有端末の保守期限の経過に伴い更新を行うものでございますので、定期的といえ、5年に1回の割合ということになろうかと思えます。端末の保守期限経過によるものということでございます。

以上でございます。



○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 2点目のほうですけれども、確認すれば、今年この補正を出す必要があるということはあらかじめわかっていたというふうに考えとってよろしいということですか。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（友添浩一） 筑紫地区4市1町で構成されておりますものですから、その分が確定して、通知があったのをもとに補正の予算を計上させていただいているものでございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 障がい者自立支援費なんですけれども、財源のほうは、国費が2分の1、県費が4分の1ついているようなんですけれども、これ、平成30年度、年度途中で市の事情によって補正が増えた場合に、補助申請した場合、ほぼ満額つくというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（友添浩一） 平成30年度の国庫補助申請については既に申請を終了しております。そして、年末に変更申請等がありまして、そこでもまた改めてということになってこうかと思えます。そして、そこで間に合わない場合、3月までの実績額が確定をいたしまして、翌年度、実績報告を出させていただきまして、その差額、不足する場合には全額、今のところ翌年度に補助金を交付いただいております。逆に、少なかった場合につきましては、翌年度に精算返還金ということでお返しをするというような形で、負担金の制度につきましては全額入ってきております。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

私のほうから1点お聞きいたします。

この補装具につきまして、国のほうから、要するに事業者によって値段が、金額がちょっとばらつきがあって適正化を求められていると思うんですけれども、本市としての対応はどんなふうに今されていますか。

福祉課長。

○福祉課長（友添浩一） 基本的に国庫補助事業でございますので、購入基準額というものがございます。その購入基準額以上の見積もり等が出てきた場合につきましては、基本的には自己負担というような形になってしまうかと思えます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 国からの指導といたしましては、業者も増えてきているし補装具自体もさまざまな種類も増えてきているしということで、市としても金額の適正化というか、そういうものについての指導があると思うんですけれども、その辺の事業者との話とかというのは、市としてはあっているんですか。

福祉課長。

○福祉課長（友添浩一） 個別に事業者等との調整というのは現在行っておりません。基本的に見積もりが事業者のほうから出てきた場合につきましては、まず国の補助基準、これの基準額を申請者等にもお見せいたしまして、基本的にはこの補助基準額のもとの金額の、私たちのほうでの補助ということになっておりますので、例えばオプションで購入基準額以上のものをつけてらっしゃるといふ場合については、補助基準の対象外というような形でのお話は事前にさせていただいております。それでも、利用者の方がそういう、こういうオプションのついた金額であるとか、この補装具がやはりということであれば、金額的な面で調整を申請者の方と事業者の方がされる、もしくはその超過分を利用者負担というところを踏まえながら申請をいただいているというのが現状でございます。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） わかりました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に行きます。

次に、10目人権政策費の110人権啓発費について説明を求めます。

人権政策課長兼人権センター所長。

○人権政策課長兼人権センター所長（寺崎嘉典） それでは、3款1項10目人権政策費、110人権啓発費の報酬及び旅費21万円について説明させていただきます。

今回の補正につきましては、平成28年3月改定いたしました太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針の見直しに係る審議会会議の回数増等に伴いまして、増額をお願いするものでございます。

基本指針の見直しの理由は、平成28年3月改定以降に障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、並びに部落差別解消推進法が成立するなど、社会情勢に大きな変化があったためでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） それはそれで納得したんですけども、私の記憶に間違いがなければ、ホームページで見たところ、委員さんの任期が平成29年3月末までの表がとまっていたような気がするんですけども、ちゃんとその後しかるべく人選が行われているかとは思いますが、何年までその方々の任期が続いて、基本指針を見直すということであれば、いつごろまでにその審議を終了させる予定なのかということをお教えください。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長兼人権センター所長。

○人権政策課長兼人権センター所長（寺崎嘉典） 今委員がおっしゃられましたとおり、昨年の9月で任期が切れておりました。任期は2年でございます。今年前半に委員の方の継続もしくは新規の改選の準備をしております、ほぼほぼ今8名の委員さんが決まった状況です。これからその委員さんたちには、例年ですと通常、昨年度の実施状況報告を審議していただきます。それを10月から2回審議していただいて、11月以降に今回会議の開催の増は4回を予定しております。それで、11月から3月までの間に4回会議をさせていただいて、予定としては翌平成31年3月改定ということを目指して審議を開催する予定でございます。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） ということは、この審議会委員の皆さんは、改定を目的に集めたという言葉が悪いかもしれませんが、審議会を設けたという形になっていると理解しといてよろしいわけですかね、昨年1年間は事実上空席だったということだと思っております。

○委員長（小島真由美委員） 人権政策課長兼人権センター所長。

○人権政策課長兼人権センター所長（寺崎嘉典） 今おっしゃられたように、ずっと審議会が成立したときから委員さんは2年間、任期がですね、毎年大体何もなければ1回もしくは2回の審議で終わっておりますので、たまたま今回そういう社会情勢によって見直しを図るということで回数を増やさせていただきますけれども、審議会委員さんの人選については、その見直しを図るがために選んだというわけではありません。通常の、今までの審議をしていただくために人選をさせていただいております。その委員さんで見直しもしていただくというような改選でございます。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） では、次に進めます。

20ページ、21ページ、2項2目児童措置費の015母子父子寡婦福祉費から4目学童保育所費の010学童保育所管理運営費までについて説明を求めます。

保育児童課長。

○保育児童課長（大塚源之進） 2目児童措置費から4目学童保育所費までは、平成29年度の事業完了に伴う実績報告により補助額が確定したために、それに伴う精算返還を行うものです。

まず、2目児童措置費、細目015母子父子寡婦福祉費の母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金精算返還金519万7,000円についてご説明します。

この事業は、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高卒認定試験合格支援給付金が対象となっております。また、ひとり親家庭等日常支援事業費国庫補助金精算返還金は

64万5,000円となっております。

次に、3目教育・保育施設費、細目011教育・保育施設費、子ども・子育て支援交付金精算返還金305万3,000円の内訳としまして、延長保育事業247万円及び一時預かり事業が58万3,000円となっております。細目012病児保育関係費、病児保育事業費補助金精算返還金は3万2,000円となっております。細目013保育施設運営支援費、保育対策総合支援事業費補助金精算返還金は1万2,000円で、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金精算返還金は6,000円となっております。

次に、4目学童保育所費、細目010学童保育所管理運営費110万4,000円の内訳につきましては、放課後児童健全育成事業費県費補助金精算返還金が49万4,000円、及び国庫補助金分61万円につきましては、当初予定の施設に関する修繕費や需用費、備品購入費等の支出が少額だったためであります。

歳出につきましては以上であります。

また、平成29年度の実績報告に伴い歳入も生じておりますので、あわせてご説明します。

補正予算書の14ページから15ページをお開きください。

一番下の段に書いてあります20款諸収入、4項雑入、1目雑入、1節民生費雑入3,903万4,000円について、主だった歳入につきましてご説明いたします。

今回の雑入につきましては、児童扶養手当給付費国庫負担金精算交付金が50万9,000円、次に児童手当国庫負担金精算交付金が1,490万2,000円、教育・保育給付費国庫負担金精算交付金が1,531万5,000円、同じく教育・保育給付費県費負担金精算交付金が816万3,000円となっております。また、その他を合わせた合計の金額となっております。

説明は以上です。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 次に、6目家庭児童対策費の012ファミリー・サポート・センター事業費及び4款1項3目母子保健費の051母子健康教育相談関係費について執行部の説明を求めます。

元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） 3款民生費、2項児童福祉費、6目家庭児童対策費、012ファミリー・サポート・センター事業費12万3,000円の増額補正についてご説明申し上げます。

ファミリー・サポート・センター事業は、子ども・子育て支援交付金の子育て援助活動支援事業費として国から3分の1、県から3分の1の交付金と市費3分の1を財源として実施しております。平成29年度の子育て援助活動支援事業費に対する国からの交付金の精算により、

12万3,000円を返還することとなりましたので、返還金支払分の増額補正をお願いするものです。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、3目母子保健費、051母子健康教育相談関係費、23節償還金、乳幼児家庭全戸訪問事業費補助金精算返還金、並びに養育支援訪問事業費補助金精算返還金19万9,000円の増額補正についてご説明申し上げます。

これらの事業は、乳児のいる家庭の状況把握と支援を目的としており、両事業とも子ども・子育て支援交付金の対象事業として、国から3分の1、県から3分の1の交付金と市費3分の1を財源として実施しております。平成29年度の国からの交付金の精算により、乳幼児家庭全戸訪問事業について12万4,000円、養育支援訪問事業について7万5,000円、合わせて19万9,000円を返還することとなりましたので、返還金支払分の増額補正をお願いするものです。

以上で説明を終わります。

ご審査のほどよろしくお願いいいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 進めます。

次に、4目環境衛生費の170環境衛生費について説明を求めます。

環境課長。

○環境課長（川谷 豊） それでは、170環境衛生費750万円について説明いたします。

15節臨時工事でございますが、6月に大阪北部で発生しました地震後に各施設のブロック塀等の緊急点検を実施いたしましたところ、市有財産であります朱雀二丁目でございます納骨堂のれんが塀の劣化が著しく、ひびや亀裂箇所が多数認められましたことから、このれんが塀の撤去及びフェンスの設置、既設ブロック塀の補強等の工事に係る750万円を計上させていただいております。

なお、撤去するれんが塀は延長約48m、撤去後に新たに設置するフェンスは高さ約1mの目隠しフェンスでございます。また、補強する既存ブロック塀の延長は約18m、このほか、必要箇所の舗装を施工するところで考えております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） ちょっと聞き漏らしたかもしれないんですけども、れんが塀ですか、まず最初の確認が、連歌屋にあるれんが塀とおっしゃったんですかね。

○委員長（小島真由美委員） 朱雀二丁目です。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 朱雀でしたっけね、済みません、ちょっと途中で混乱してしまったので、ごめんなさい。

場所はそれでいいとして、市有地のれんが塀というふうにおっしゃいましたかね。

○委員長（小島真由美委員） 納骨堂ですね。

環境課長。

○環境課長（川谷 豊） 市有納骨堂のれんが塀の補修ということでございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） それでは、以上で歳出の説明を終わります。

歳入につきましては……。

保育児童課長。

○保育児童課長（大塚源之進） 先ほど説明しました病児保育のところの金額が「3万2,000円」ということで私言っておりましたが、「3万1,000円」の訂正です。

申しわけございません。

○委員長（小島真由美委員） わかりました。

それでは、歳入につきましては、歳出と合わせて既に説明を受けましたので、次に第3表債務負担行為補正の審査に入ります。

6ページをお開きください。

健康診査及びがん検診等委託料について説明を求めます。

元気づくり課長。

○元気づくり課長（安西美香） 債務負担行為補正、健康診査及びがん検診等委託料7,339万2,000円についてご説明申し上げます。

このたびの債務負担行為は、集団健診におけるがん検診及び20代、30代の若年層や生活保護受給者を対象とした一般健康診査の委託契約期間が本年度で最終年度となりますことから、次年度以降の健診を実施するために、本年度から契約準備を行うものです。

本委託業務につきましては、健診業務のほか、健診の予約受け付け業務も含んでおり、平成31年度の健診から、健診受診率向上のため、予約申込方法を、これまでのはがきのみから電話や市ホームページからの申し込みが可能となるようにしていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 以上で第3表債務負担行為補正の説明、質疑を終わります。

議案第65号の当委員会所管分の補正全般について質疑漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 以上で本案に対する説明、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第65号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第65号の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時41分)

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第66号 平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について

○委員長(小島真由美委員) 日程第3 議案第66号「平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

補正予算書は28ページ、29ページをお開きください。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長(山浦剛志) 議案第66号「平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入及び歳出予算にそれぞれ1,107万3,000円を追加し、予算総額を72億6,303万8,000円に、また新たに債務負担行為1件をお願いするものでございます。

補正の内容でございますが、まず歳入歳出予算のほうからご説明いたします。

補正予算書34、35ページをお開きください。

歳出の1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、細目002庶務関係費、13節委託料の27万円についてでございますが、これにつきましては、本年度から始まりました国保制度改革による都道府県単位化に伴いまして、市町村が県に上げております毎月の国保事業報告のためのシステムを改修するものでございます。

このシステムには、今申し上げました事業報告と同時に、国の療養給付費等負担金や財政調整交付金の申請調書も自動的に作成できる機能がございまして、これらの交付金は、これまで市町村が申請をし市町村に交付されておりましたが、本年度から全て県単位で申請をし、全額県に交付されるようになっております。今回の改修では、この機能を現行の市町村からの申請をベースにしたものから、県内全市町村の報告を自動的に県のほうで集計し、県からの申請をベースにした機能に改修するものでございます。

財源といたしましては、同じページの上の歳入のところになります。2款1項1目2節特別交付金の特別調整交付金（市町村分）27万円で、10分の10の補助でございます。

次に、9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、細目003療養給付費交付金償還金の23節療養給付費交付金償還金1,080万3,000円につきましてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、先ほど一般会計のところでも申し上げましたように、平成29年度に社会保険診療報酬支払基金から交付を受けました療養給付費交付金、これは退職医療費交付金でございます。そちらにつきましては、精算が完了いたしまして超過交付が判明しましたので、その分を返還するものでございます。

財源といたしましては、4款1項1目6節その他一般会計繰入金で同額を充てることとしております。

それと、先ほど一般会計のところでも私申し上げましたが、今回の返還金でございます。交付を受けて差し引きで還付の返還のほうが多ければ全額というふうなお話をしておりましてけれども、本年度国保制度改革が行われておりまして、もともとこの交付金、市のほうには入りません。県のほうに全額本年度から入るようになっておりますので、そういった意味もありまして、本年度は全部こちらの返還金という形で返還をするような形になっております。

歳入歳出予算につきましては以上でございます。

次に、債務負担行為についてご説明申し上げます。

補正予算、31ページ、別表2をごらんください。

このたびの債務負担行為は、平成31年度から3年間の特定健康診査等に要するものでございます。現在契約をしております特定健康診査等の集団健診委託契約の契約期間が本年度が最終年度となりますことから、次年度以降の契約準備のために計上させていただくものでございます。

本委託業務につきましては、健診業務のほか健診の予約受け付け業務も含んでおりまして、前回の本委託契約の債務負担行為は3月議会で提案をさせていただいておりましたが、今回といたしますか、次回契約分では、健診率を少しでも高めるために、健診予約申し込みあるいは受け付けをこれまでのほかのみによるものから、電話や市ホームページからも申し込み受け付けが可能となるようにしていきたいと考えております。このため、委託業者の選定や委託業者側の準備期間等を考えまして、契約自体もこれまでより半年ほど早める予定にしましたため、今議会に提案させていただいております。



説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第66号「平成30年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時48分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第67号 平成30年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（小島真由美委員） 日程第4、議案第67号「平成30年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

補正予算書は36ページ、37ページをお開きください。

執行部の説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） 議案第67号「平成30年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明させていただきます。

今回の補正につきましては、保険事業勘定、歳入歳出にそれぞれ1億803万円を追加し、歳入歳出予算総額を51億1,830万4,000円とするものでございます。

それでは、詳細な補正内容について、補正予算書46、47ページをお開きください。

事項別明細書の歳出から説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては2点ございまして、まず1点目につきましては、国、県等の平成29年度交付金の精算に伴う補正計上でございます。

歳出の1款1項1目、細目002庶務関係費6,406万円の増額補正でございます。

これは、平成29年度介護給付費負担金、支払基金及び地域支援事業の交付金の精算返還金を

計上しております。

具体的には、介護給付費につきましては、国への精算返還金4,019万5,000円、県への精算返還金723万7,000円と支払基金への精算返還金42万9,000円となっております。地域支援事業費につきましては、国への精算返還金1,079万9,000円、県への精算返還金540万円でございます。

この財源といたしましては、補正予算書の42、43ページの歳入をごらんください。

介護保険給付費等の精算返還金の財源といたしましては、平成29年度国、県、支払基金交付金の精算におきまして、追加交付となりました国庫支出金の3款2項2目地域支援事業交付金総合事業対象分の169万1,000円、同じく支払基金交付金4款1項2目の地域支援事業支援交付金573万8,000円、県支出金5款2項1目地域支援事業交付金総合事業対象分の105万7,000円、それに合わせまして、次のページ、44、45ページをお開きください。

先ほど説明をいたしました追加交付分に加えまして、8款1項1目前年度繰越金9,952万9,000円、合計1億801万5,000円で歳出の財源としております。

この財源と先ほどの歳出の精算返還金6,406万円との差額、4,395万5,000円につきましては、補正予算書歳出、46、47ページにお戻りください。一番下の5款1項1目、細目001の基金積立金に余剰金として、先ほどの差額分の金額4,395万5,000円を積み立てとしております。

償還金分の説明については以上でございます。

2点目につきましては、先ほど一般会計補正の中でご説明をいたしました介護保険運営協議会と地域包括支援センター運営協議会を統合したことに伴う補正計上でございます。

今お開きの46、47ページでございます。

1款5項1目、細目001協議会運営費18万7,000円の増額につきましては、介護保険運営協議会のほうに統合したことに伴いまして、委員増による委員報酬及び費用弁償の増額分となっております。その下、3款3項1目、細目001地域包括支援センター運営協議会費17万2,000円の減額につきましては、運営協議会の統合によりまして、廃止をいたします地域包括支援センター運営協議会の委員報酬及び費用弁償の現在までの支出分を残したところの減額となっております。

これらの財源につきましては、歳入、42、43ページをお開きください。

先ほどの歳出の協議会運営費18万7,000円の増額分につきましては、7款1項4目職員給与等繰入金18万7,000円に対応をしております。

歳出、地域包括支援センター運営協議会費17万2,000円の減額分につきましては、地域支援事業対象経費であるために、経費に対する負担割合に応じまして、減額計上と歳入のほうもしております。

その負担割合につきましては、保険料が23%となっております、その分につきましては1款1項介護保険料の3万9,000円がその金額に当たります。同じく、国の負担割合につきましては38.5%となっております、3款2項国庫補助金の6万7,000円の減がその金額に当たり

ます。県につきましては、19.25%が負担割合となっております、5款県支出金の3万3,000円の減がその金額となります。市負担分につきましては、県同様19.25%となっております、7款繰入金で地域支援事業繰入金3万3,000円の減、この分で運営協議会17万2,000円の減額補正の財源といたしております。

説明は以上でございます。

よろしく審査のほどお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第67号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第67号「平成30年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時56分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第68号 平成30年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（小島真由美委員） 日程第5、議案第68号「平成30年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

補正予算書は50ページ、51ページをお開きください。

執行部の説明を求めます。

人権政策課長兼人権センター所長。

○人権政策課長兼人権センター所長（寺崎嘉典） それでは、議案第68号「平成30年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ91万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ145万1,000円にお願いするものであります。

これは、平成29年度決算において、91万7,602円の余剰金が確定したため、住宅新築資金等

公債償還積立金に積み立てを計上したものであります。

余剰金の主な内訳につきましては、償還金と公債費との差額91万3,000円でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第68号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第68号「平成30年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」については原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時58分〉

○委員長（小島真由美委員） 以上で当委員会に審査付託された案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） ここでお諮りいたします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定をいたしました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 以上をもちまして環境厚生常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成30年11月15日

環境厚生常任委員会 委員長 小 畠 真由美